

核兵器廃絶に向けた取り組みを求める意見書

日本への原爆投下から79年となった2024年のノーベル平和賞は日本原水爆被害者団体協議会が受賞されました。

核兵器禁止条約は2017年に国連総会で採択され、同年9月20日から各国による署名が開始され、2020年に批准した国は発効要件である50か国に達し、そして2021年1月22日に条約案が発効、2024年には、新たにインドネシア、シエラレオネ、ソロモン諸島が批准して批准国は73か国となりました。

日本政府は現状においては署名する考えはないという立場です。しかし、核兵器禁止条約は核兵器を違法とした初の国際規範であり、今後、日本は条約加盟のための環境整備を進めるべきです。

2022年2月にロシアがウクライナへの侵略を開始したことに伴い核兵器の使用も辞さない構えを見せたことが引き金となって一時は減少傾向にあった配備核弾頭の数が増加に転じています。さらに僅か数分で発射可能な「高度警戒態勢」に置かれた配備核弾頭の数も増加しつつあります。

よって日野市議会は政府に対し、唯一の戦争被爆国として核廃絶に向けて核兵器国と非核兵器国との「真の橋渡し」の役割を我が国が担うため、下記の事項について早急に取り組むことを強く求めます。

1. 現在停止している米ロ間の唯一の核軍縮条約である「新戦略兵器削減条約新START」の元で行われていた核軍縮協議が再開されるように政府として働きかけを続けること。
2. 米ロに加えて中国にも高度警戒態勢の解除と配備核弾頭の削減を働きかけていくこと。
3. 核兵器禁止条約国会議へ日本政府はオブザーバー参加をする。オブザーバー参加が実現できるまで国会議員を派遣する。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和7年3月21日

日 野 市 議 会